

本格的な地方分権時代が到来し、地方自治体においては、「自分たちのまちが抱える問題は何で、その解決のためには何ができるのか」を市民のみなさんと行政が共に考え、それぞれの責任と役割を果たしていく新たな自治の仕組みづくりが不可欠となっています。

このため「下野市行政改革推進委員会」を設置し、行政改革大綱について市民のみなさん等からご意見をいただき、この度、行政改革大綱とその具体的内容を定めた実施計画（集中改革プラン）を策定しましたので、その概要についてお知らせします。

下野市行政改革大綱を 策定しました

社会情勢の変化や市民ニーズに

対応できる行政改革を推進します！

下野市行政改革大綱の概要

基本方針

- 次の4つの基本方針に基づき行政改革を進めていきます。
- 持続性のある行政運営に向けたスリムな行政組織と健全な財政運営の推進
- 既存計画よりも一歩踏み込んだ行財政改革の推進
- 市民との協働による改革の推進
- 民間事業者の活用を通じた行政サービス・業務の担い手の多様化

推進期間

平成18年度から平成21年度（4年間）

進行管理

市長を本部長とする下野市行政改革推進本部が中心となって進行管理を行います。

さらに、市民の参画を図るため、下野市行政改革推進委員会へ行政改革大綱の成果・推進状況を報告し、必要に応じて意見・提言等を求めます。

進捗状況等の公表

行政改革大綱等に基づく成果・進捗状況については、市民に分かりやすい形で広報紙やホームページを通じて広く公表します。

行政改革大綱って？

自治体経営を変革していくための行政改革の取り組み全体について明らかにしたものです。

市の将来像を明らかにした「総合計画」を着実に進めるために、仕事のあり方や考え方を変革し、行政のあるべき姿を示すものです。



下野市行政改革大綱策定の経緯

平成18年4月

「行政改革大綱策定方針」の策定

平成18年7月

行政改革推進委員会委員の公募

平成18年9月

第1回行政改革推進委員会

平成18年10月

第2回行政改革推進委員会

平成18年11月

行政改革大綱骨子の作成

第3回行政改革推進委員会

平成19年1月

行政改革大綱（案）の作成

第4回行政改革推進委員会

平成19年1月～2月

行政改革大綱（案）に関するパブリックコメント

平成19年2月

第5回行政改革推進委員会

平成19年3月

行政改革大綱及び実施計画

（集中改革プラン）策定

平成19年4月

議会へ報告

行政改革大綱及び実施計画

（集中改革プラン）公表



進行管理

実施項目の推進方針と主な取組み内容

推進方針ごとに具体的な取組み内容を掲げた実施計画（集中改革プラン）を策定しており、その取組み内容を一項目ずつ掲載します。

<p>1 事務事業・行政サービスの見直しと経営改善</p> <p>(1) 見直し体制の確立 新たな政策課題に対応したプロジェクトチームを編成し、人材の有効活用と組織の連携による横断的取組み体制を確立します。</p> <p>(2) 事務事業の見直し 民間委託を推進するための外部委託基本指針に基づき、民間手法の活用を拡大を図ります。</p> <p>(3) 電子自治体の実現を通じた事務事業の効率化の推進 庁内文書電子化を推進します。</p> <p>(4) 公共施設における行政サービスのあり方の見直し 公共施設の統合・複合化を検討します。</p> <p>(5) 公共事業の実施手法の見直しと地方公営企業・公社の見直し 公共事業の効率的な手法を検討します。</p> <p>(6) 行政評価手法の導入・活用 行政評価システムを確立します。</p>	<p>4 財政改革の推進</p> <p>(1) 財政情報の適切な公開 財政状況と今後の見通しについて市民に対する適切な情報提供を行います。</p> <p>(2) 財政指標の設定 事業の着実な推進と健全性のバランスを確保するため、財政指標を設定し公表します。</p> <p>(3) 歳入・歳出の適正化 公共料金や利用料収入の増加、現金給付事業費の削減による歳入・歳出の適正化に努めます。</p> <p>(4) 予算査定の改革 施策横断的な視点による事業の取捨選択や優先度設定を行い、これに基づく予算査定を実施します。</p> <p>(5) 公共工事等発注プロセスの改革 多様な入札制度の調査研究を行い、公平・公正性の高い制度の導入を図ります。</p>
<p>2 受益と負担の見直しと協働の推進</p> <p>(1) 課税の適正化と使用料・手数料の見直し 税や料金水準の統一を図ります。</p> <p>(2) 補助金等の整理合理化と協働型社会の構築 類似団体の統廃合促進及び外部意見を取り入れた補助金の公正な見直しを行います。</p>	<p>5 市民と行政の対話の推進</p> <p>市民と行政が共通の情報をもって行財政改革を議論できる素地づくりを目指します。</p>
<p>3 組織・定数・給与の見直し</p> <p>(1) 職員数・臨時職員数の見直し 一般職員数を抑制します。</p> <p>(2) 給与の適正化と定員・給与の公表 定員・給与などの情報を積極的に公表します。</p> <p>(3) 人材育成の推進 職員の人材育成に関する基本方針を策定します。</p> <p>(4) 庁内組織の見直し 合併後の実情に見合った弾力的な組織機構の見直しを行います。</p> <p>(5) 職員の意識改革の推進 コスト意識を徹底させるための職員研修の充実を図ります。</p>	<p>6 広域的な行政の推進</p> <p>周辺自治体との更なる連携を深め、県や近隣市町との人事交流を推進します。</p> <p>7 議会のあり方</p> <p>議会状況の運営等を議会自らが市民に対する説明を行うとともに、その報酬や定数等の見直しにかかる議論を行うよう働きかけます。</p>



この実施計画は、行政改革大綱に基づき、市の行政改革の具体的な取り組みを明らかにしたものです。具体的な改革項目を定め、その目標や実施時期等を明記し、より自立した行政運営を図るべく戦略的に改革を推進するため作成したものです。

行政改革大綱及び実施計画（集中改革プラン）については、市ホームページにおいて公表しています。

『行政改革』に関するお問い合わせ先 下野市総務企画部企画財政課政策推進グループ ☎40-5552

E-mail : kikakuzaisei@city.shimotsuke.lg.jp

行政改革推進委員会の会議資料・会議録などは、市ホームページ『計画・行革』からご覧になれます。